

親子で食育 ふれあいファミリー食セミナー
ちゃれんじクッキング

見て、触れて、味わって、親子でわくわく楽しいクッキングを体験してみませんか？
 お昼ごはんを作ります！ご参加お待ちしております。

- ◆**幼児コース**◆
 日時 7月30日(火) 10:30~13:30 (受付10:15~)
 対象 区内在住の来年度就学されるお子さん(5~6歳児)とその保護者
 内容 お話・クイズ『この食べものは何でしょう?』
 調理実習『ちゃれんじ!! 簡単お昼ごはん』
- ◆**小学生コース**◆
 日時 8月6日(火) 10:30~13:30 (受付10:15~)
 対象 区内在住の小学校1~3年生のお子さんとその保護者
 内容 お話『夏のおいしい食べものを知ろう』
 調理実習『ちゃれんじ!! 旬をいただく夏ランチ』

場所 下京保健センター 2階 調理実習室
 定員 各日親子10組
 参加費 親子2人で1,000円
 持ち物 エプロン、三角巾(バンダナなど)、タオル、子ども用上履きとお箸
 申込み 7月1日(月)~19日(金)
 電話または窓口にて受付(先着順)
 ☎ 健康づくり推進課
 成人保健・医療担当 ☎371-7292



こんな時は土木事務所にご連絡ください
 土木事務所では、道路の安心・安全を確保するためパトロールを行い、危険箇所を早期に発見し、補修等を行っています。
 また、近年多発している局地的集中豪雨等による災害時にも出動し、道路の安全確保に努めています。道路の陥没、市街灯の球切れ等の際には、土木事務所にご連絡・ご相談ください。
 ☎ 南部土木事務所 ☎691-3158
 (※休日・時間外は土木事務所に電話をいただければ、夜間・休日緊急受付センターに電話が切り換わり、対応します。)

みんなあつまれ!! **有隣公園で定期紙芝居公演がはじまりました!**



赤いベレー帽の男性が田中さん

近年多くの子どもたちの遊ぶ姿が目立つようになった有隣公園を舞台に、地域の皆さんの熱意と創意工夫による大人も子どもも楽しめる新たな地域の絆づくりが始まりました。子どもたちの健全育成と大人との交流を目指し、区社協に登録されている「有隣ワンダークラブ」の主カメンバーである田中安男さんの全面協力を得て有隣民生・児童委員会、有隣少年補導委員会が、毎月定期的に紙芝居と手品を上演します。
 第1回目となった5月16日(木)は、子どもたちや保護者の方々を交えおよそ100人が約1時間の公演を楽しみました。
 この取り組みを企画した田中さんを支援する有隣民生・児童委員会の大田垣義夫会長は、「紙芝居は、昔話を通じて、人との思いやりや人としての大事な生き方を子どもが楽しみながら自発的に気づくことができるものです。紙芝居公演は単発のイベントは多いが、毎月定期的に行うものはめずらしく、毎月やることにより、いろいろなおはなしに触れることができます。将来的には、地域の歴史の紹介などオリジナルの題材もやっていければいいと思っています。また、有隣学区内の子どもたちに限らず、区内のたくさんの子どもたちに来ていただきたい。」と想いを話してくださいました。
 日時 毎月第3木曜日 午後4時
 場所 有隣公園(雨天中止)
 ※次回は6月20日(木)



大田垣会長

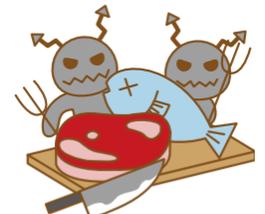
食中毒シーズンが到来! (食中毒は家庭でも発生します)

食中毒というと給食やレストランなどの飲食店での食事が原因であると思われがちですが、家庭で調理された食品が食中毒の原因となる事故が毎年発生しています。

これから食中毒の起こりやすい夏場に向けて、食中毒予防の基本になる次の点をしっかりと守りましょう。

- ◆**食中毒予防のポイント**◆
- ① **菌をつけない**
 調理前は、石鹸で手指を十分に洗いまししょう。
- ② **包丁、まな板、ふきんなどの台所用品は、必ずよく洗い、殺菌消毒しましょう。**
- ③ **ネズミ、ゴキブリ、ハエなどの餌になるゴミはきちんと捨て、清潔な台所で調理しましょう。**
- ④ **菌をふやさない**
 ① 冷蔵保存が必要な食品は、必ず10℃以下で保存しましょう。(特に魚介類、食肉などはわずかな時間でも4℃以下で保存しましょう。)
 ② 残った食品で時間が経ち過ぎたものや少しあやしいと思っただものは思い切って捨てましょう。
 ③ 消費期限などの表示のある食品は、日付をよく確認しましょう。
- ⑤ **健康な食生活のために!**
 暴飲暴食を避け、栄養バランスのよい食事を心掛けましょう。
 また、乳幼児や高齢者は、病原菌に対する抵抗力が弱いため、食中毒になりやすく、症状も重くなりやすい傾向にあります。乳幼児や高齢者には、生もの提供を控え、十分に加熱調理をしましょう。

☎ 衛生課 ☎371-7298



区社協の お知らせ
青少年福祉体験事業 ユースアクション 2013参加者募集

下京区社会福祉協議会では、「ユースアクション2013」を開催します!
 ユースアクションとは?
 中・高校生を対象に、夏休み期間に区内の社会福祉施設などで福祉活動を体験していただき、ボランティア活動や福祉活動について理解を深めてもらう取り組みです。

活動期間 7月20日(土)~8月17日(土)のうち3日間
 事前研修 7月19日(金)
 事後研修 8月20日(火)
 活動内容 児童福祉体験コース、高齢



者福祉体験コース、障害者福祉体験コース、市民活動体験コースの中から選択(2コースの体験が可能)
 対象 原則として区内に在住または通学する中学生、高校生
 定員 30名
 申込期間 7月5日(金)まで
 ☎ 申込み
 下京区社会福祉協議会
 ☎361-18001

ひとり親家庭等医療費支給制度

母子家庭の児童とその母等が医療機関等を受診された場合に窓口で支払われる医療費(健康保険の自己負担額)について支給する母子家庭等医療費支給制度について、平成25年8月から父子家庭の児童とその父等を対象に加えることとし、制度名称も「ひとり親家庭等医療費支給制度」に変わります。

対象 市内に在住で、健康保険に加入しており、次のいずれかに該当される方。ただし、所得制限額(※平成25年8月から引き下げられます)。以上の所得を有する扶養義務者がある場合は対象となりません。

① 生計を一にする父または母のない18歳到達後最初の3月31日までに児童
 ② ①の児童と生計を一にする母または父

申請に必要なもの
 戸籍謄本、印鑑、健康保険証
 ※その他、母または父などが「配偶者のない女子または男子」であることを証明する書類が必要な場合があります。

申請 ③ 両親のない児童と、その児童を扶養する20歳未満の者など
 申請受付 新たに対象となる父子家庭の方は7月1日(月)から(母子家庭等医療費支給制度の受給者の方には、更新申請書(現況届)にご案内を同封していますのでご覧ください。)
 なお、8月2日以降に申請があった場合は申請日から支給の対象となります。

☎ 申請
 福祉介護課福祉医療担当
 ☎371-7216